

スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領

農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知
制 定 令 和 3 年 12 月 21 日 付 け 3 畜 産 第 1201 号

第1 対象事業

スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1に定めるスマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

第2 趣旨

新型コロナウイルス感染症は、我が国の経済・社会に大きな影響を及ぼしており、国民に食料を安定供給し、地域の経済やコミュニティを支え、その営みを通じて、国土の保全などの役割を果たしている畜産業に対しても影響を与えている。この影響も踏まえ、拡大することが見込まれている海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応していくため、より一層、生産基盤を強化し、畜産業の生産性向上を目指していく必要がある。そのような中、先端技術であるスマート畜産業については、慣行技術と比較して労働時間が削減されるなど強い生産基盤の構築に資する一定の効果があることが確認できたものの、機械費が高くなるなど経営費が嵩むといった傾向が見られることから、スマート畜産業の全国展開に向けては、生産現場での効果が実証されてきている機械をより低コストに導入していくことが求められている。

このことから、畜産支援サービス事業者への技術導入や、農業者等におけるスマート機械等の共同購入・共同利用等を支援することで、多様な営農条件下において、スマート畜産業の普及を推進し、畜産業の生産性向上を図るものとする。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当する組織とする。このうち、畜産支援サービス事業者とは、飼料生産組織、CS、CBS等の農業者等に対し支援サービスを提供する組織とする。

- (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (4) 株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持ち分会社をいう。）であって、農業（畜産を含む。）を事業と

して営むもの（新たに取り組む場合を含む。）。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。

- ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式会社についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるものの所有に属しているもの。
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。
 - (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - (7) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる業務として位置付けているものに限る。）
 - (8) 農業者の組織する団体（代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）又は畜産クラスター協議会（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）に定める畜産クラスター協議会をいう。）（以下「協議会等」という。）
 - (9) 都道府県知事が地方農政局長（都府県にあつては事業実施主体の所在地を管轄する地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して認める団体

第4 事業内容

本事業の種類及び内容は、別表1に掲げるとおりとする。また、本事業の事業実施主体、採択要件、交付率及び補助額上限は、別表2に掲げるとおりとし、補助対象機械機器等は、別表3に掲げるとおりとする。

第5 補助対象経費

1 事業費

交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる経費の範囲は、別表4に掲げるとおりとする。ただし、機械費については、次の各号に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 別表3に掲げる補助対象機械機器等であること。
- (2) 新品であること。
- (3) 利用期間は、法定耐用年数以上とすること。
- (4) 動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とするもの

- に限る。)に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。
- (5) 機械機器等の購入先の選定に当たっては、当該機械機器等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3社以上）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (6) 本事業により導入する機械に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定)において対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（協議会等においては、協議会等を構成する者。）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

2 都道府県附帯事務費

本事業の実施に係る都道府県の事務に要する経費は、当該都道府県における全ての事業実施主体に対する交付決定額の10%以内で助成する。なお、国による本事業に係る要望の調査が開始された時点から交付決定までに実施した本事業に係る都道府県の事務に要する経費を含めることができる。また、交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる都道府県附帯事務費の範囲については、別表4に掲げるうち備品費から雑役務費までとする。

第6 採択基準

- 1 事業実施主体は、事業の種類及び内容に応じた事業実施計画について、別表5により成果目標等に係るポイントを算定するものとする。
- 2 事業実施計画の採択に当たっては、地方農政局長等が、交付等要綱及びこの実施要領に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施が確保されていることについて審査を行い、合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順）に並べ、予算の範囲内において、ポイントが上位の事業実施計画から順に採択するものとする。なお、予算の残額が事業実施計画における要望額に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で当該事業実施計画を採択することができる。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

(1) 畜産支援サービス導入タイプ

事業実施主体は、次に掲げる成果目標の全てを設定するものとする。

ア 事業実施主体の生産性に係る目標

イ 事業実施主体の提供する売上に係る目標

(2) 一括発注タイプ

事業実施主体は、次に掲げる成果目標の全てを設定するものとする。

なお、協議会等が事業実施主体となる場合は、協議会等を構成する経営体が

次に掲げる取組目標の平均値を算出することで、成果目標を設定するものとする。

ア 事業実施主体の生産性に係る目標

イ 事業実施主体の売上に係る目標

(3) 共同利用タイプ

事業実施主体は、次に掲げる成果目標の全てを設定するものとする。

ア 事業実施主体の生産性に係る目標

イ 事業実施主体の売上に係る目標

2 目標年度

1に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第8 事業実施手続

1 交付申請書及び事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、都道府県知事が別に定める交付申請書及び様式1-1号から様式1-7号までによる事業実施計画書を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。なお、都道府県知事が市町村長と協議し必要と認める場合には、市町村長を経由して交付等を実施できるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱及び実施要領に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施が確保されていることについて審査を行い、適切と認めた場合は、交付等要綱第8に定める交付申請書、様式第2-1号による都道府県事業実施計画及び様式第2-2号による都道府県附帯事務費内訳表を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)により提出された都道府県事業実施計画及び都道府県附帯事務費内訳表について、交付等要綱及び実施要領に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施が確保されていることについて審査を行い、適切と認めた場合は、これを承認するものとする。また、地方農政局長等は、(2)により提出された交付申請書について、承認した都道府県事業実施計画及び都道府県附帯事務費内訳表に基づき、交付決定を行うものとする。

(4) 事業実施計画の変更(交付等要綱別表2に示す重要な変更に限る。)については、交付等要綱第13第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 都道府県附帯事務費の配分

都道府県附帯事務費は、当該都道府県における全ての事業実施主体に対する交付決定額の10%以内で配分するものとする。

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

- (2) 事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、様式第5号による交付決定前着手届出を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により提出された交付決定前着手届出について、交付等要綱及びこの実施要領に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、適切と認めた場合は、様式第6号による交付決定前着手届を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (4) (3)の承認後、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第9 事業実施状況の報告等

1 報告

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第6の規定に基づき、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況について、目標年度の翌年度の7月末日までに様式第3-1号から3-3号までにより事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施状況報告書について、その内容を点検し、(1)の期限とする年度の8月末日までに様式第4号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業成果の評価及び改善措置の指導等

地方農政局長等は、都道府県知事から1の(2)の規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し直接又は都道府県知事を通じて、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

なお、地方農政局長等が、以下のいずれかに該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

3 取得した機械機器等

本事業による取得財産等のうち機械費の費目で取得した機械機器等について

は、取得価格に関わらず、交付等要綱第 23 に準じて取り扱うこととする。

第 10 報告又は指導

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 11 その他要件等

- 1 事業実施主体（協議会等においては、協議会等を構成する者。）は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、地域及び全国にスマート畜産業の展開を図るため、スマート機械機器等を利用した改善効果に関する情報の提供等に積極的に取り組むものとする。

第 12 管理運営等

- 1 都道府県又は事業実施主体は、作業従事者に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、導入した機械機器等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。
- 3 本事業で導入した機械機器等については、事業に影響を及ぼさない範囲で他の生産作業に活用することができるものとする。
- 4 導入した機械については、見える箇所に事業実施年度、事業名、事業実施主体名を表示するものとする。
- 5 本事業については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

別表1（第4関係）

事業の種類	事業メニュー	事業の内容
1 畜産支援サービス導入タイプ	(1) 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	畜産支援サービスの提供を目的とした機械機器等の導入の取組。 事業メニュー(1)の取組を実施する際の、スマート農業技術を扱う専門人材の育成や機械機器等をより効率的に稼働させるための取組。
2 一括発注タイプ		機械機器等の一括発注により、機械調達先との価格交渉を通じて、機械機器等の導入価格を低減させる取組。
3 共同利用タイプ		複数の畜産業者等による機械機器等の共同利用の取組。

別表2（第4関係）

事業の種類及びメニュー	事業実施主体	採択要件	交付率	補助額上限
共通		実施要領第11に定める要件等を満たすこと。		
1 畜産支援サービス導入タイプ (1) 畜産支援サービス導入タイプ	実施要領第3に定める次に該当する組織 ①畜産支援サービス事業体 ア 飼料生産組織 イ CS ウ CBS エ その他畜産経営体に対し支援サービスを提供する組織	事業実施主体が、機械機器等（本事業によって導入する機械。以下同じ。）を活用することにより畜産支援サービスを畜産業者等に提供することで、(1)(2)の全てを向上させること。 (1) 事業実施主体の生産性 (2) 事業実施主体の売上	1/2以内 ただし、事業実施主体が国産飼料の生産利用拡大又は家畜排せつ物の利用等について耕畜連携に取り組む場合にあっては2/3以内	畜産支援サービスを利用する畜産業者等1者当たり300万円 ただし、補助率1/2以内の場合は最大1,000万円、補助率2/3以内の場合は最大1,500万円とする。
(2) オペレーター等支援		事業の種類及びメニュー1(1)と併せて取り組むこと。	定額	定額(1(1)①に対する補助額を上限額とする)
2 一括発注タイプ	実施要領第3に定める者	次に掲げる要件(1)及び(2)を満たし、(3)及び(4)を向上させること。 (1) 機械価格をメーカー希望小売価格（税抜きかつ、オプションや配送料等を含めない本体価格。また、メーカー希望小売価格が明らかでない場合は販売価格の実績。）よりも低減する (2) 受益農業者3戸以上による一括購入（各受益	1/2以内 ただし、事業実施主体が国産飼料の生産利用拡大又は家畜排せつ物の利用等について耕畜連携に取り組む場合にあっては2/3以内	1経営体当たり300万円 ただし、補助率1/2以内の場合は最大1,000万円、補助率2/3以内の場合は最大1,500万円とする。

		<p>農業者が同一の機械機器等を1台以上購入すること)</p> <p>(3) 導入した経営体の生産性</p> <p>(4) 導入した経営体の売上</p>		
3 共同利用タイプ	実施要領第3に定める者	<p>次に掲げる要件(1)を満たし、(2)及び(3)を向上させること。</p> <p>(1) 機械機器等を受益農業者3戸以上の経営体で共同利用</p> <p>(2) 導入した経営体の生産性</p> <p>(3) 導入した経営体の売上</p>	1 / 2 以内	100 万円

別表3（第4関係）

事業の種類	補助対象機械機器等
1 畜産支援サービス導入タイプ	① ロボットトラクター（無人仕様） ② 農業無人車（自律走行又はリモコン式で防除等） ③ 可変施肥機
2 一括発注タイプ	④ R T K基地局（G N N Sによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。固定式は対象外） ⑤ ほ場作業管理システム ⑥ 家畜飼養管理機械装置（分娩監視カメラ等）
3 共同利用タイプ	⑦ 畜舎環境制御システム ⑧ 放牧管理システム ⑨ その他スマート畜産業の全国展開に向け導入支援として適切な機械機器等

別表4（第5関係）

費目	細目	対象となる事業の種類 及びメニュー	内 容	注意点
機械費		1 畜産支援サービス導入タイプ 2 一括発注タイプ 3 共同利用タイプ	・事業を実施するために直接必要な機械機器等の導入に係る経費（ただし、別表3に掲げる補助対象機械機器等の導入に限る。）	実施要領第5各号に掲げるとおり。
備品費		1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の調査備品及び機械については、見積書（原則3社以上（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体が善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金等		1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
技能者給		1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、実働に応じて支払う経費	・技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除

				<p>した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定された単価が妥当であるか精査するため、単価の設定根拠となる資料を交付申請の際に添付することとする。 ・事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従事時間及び作業内容を証明しなければならない。
給与			<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という。)」による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬			<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところに

				<p>より取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等			<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	1 農業支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	
	印刷製本費	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費 	
	資料購入費	1 畜産支援サービス導入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広

		入タイプ (2) オペレーター等支援	直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内) 又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額(変更された場合は変更後の額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
旅費	委員旅費	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償		・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金	委員等謝金	1 畜産支援サービス導入タイプ	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付するこ

		入タイプ (2) オペレーター等支援	助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	と。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	1 畜産支援サービス導入タイプ (2) オペレーター等支援	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第

226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表5（第6関係）

事業の種類	番号	ポイントの分類	成果目標、取組目標及び加算項目の内容	ポイント
1 畜産支援サービス導入タイプ	1	成果目標に係るポイント	事業実施主体の生産性（労働時間の削減、生産量の増加、飼養頭数の増加）の向上	10%以上・・・10ポイント 9%以上・・・9ポイント 8%以上・・・8ポイント 7%以上・・・7ポイント 6%以上・・・6ポイント 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 2%未満・・・1ポイント
	2		事業実施主体の売上（作業受託等による収益を含む。）の増加	10%以上・・・10ポイント 9%以上・・・9ポイント 8%以上・・・8ポイント 7%以上・・・7ポイント 6%以上・・・6ポイント 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 2%未満・・・1ポイント
	3	加算ポイント	事業実施主体からサービスの提供を受ける経営体の増加	5戸以上・・・10ポイント 4戸以上・・・8ポイント 3戸以上・・・6ポイント 2戸以上・・・4ポイント
	4		事業実施主体からサービスの提供を受ける経営体が輸出に取り組んでいる場合	3ポイント
2 一括発注タイプ 3 共同利用タイプ	1	成果目標に係るポイント	事業実施主体の生産性（労働時間の削減、生産量の増加、飼養頭数の増加）の向上	10%以上・・・10ポイント 9%以上・・・9ポイント 8%以上・・・8ポイント 7%以上・・・7ポイント 6%以上・・・6ポイント 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 2%未満・・・1ポイント
	2		事業実施主体の売上（作業受託等による収益を含む。）の増加	10%以上・・・10ポイント 9%以上・・・9ポイント 8%以上・・・8ポイント 7%以上・・・7ポイント

				6%以上 6ポイント 5%以上 5ポイント 4%以上 4ポイント 3%以上 3ポイント 2%以上 2ポイント 2%未満 1ポイント
	3	加算ポイント	事業実施主体の受益農業者数	10戸以上 10ポイント 8～9戸 8ポイント 6～7戸 6ポイント 4～5戸 4ポイント
	4		事業実施主体を構成する経営体が輸出に取り組んでいる場合	3ポイント